

## 施設の利用に係る費用について

- ①介護給付費 (1) 介護給付費は事業者が市町村より法定代理受領します。  
 (2) 介護給付費の中で自己負担分(定率/利用者負担金)は事業者に直接お支払頂きます。
- ②施設利用料 (1) 介護給付費にふくまれない費用は事業者に直接お支払頂きます。

A: ①-(2) 利用者負担(定率/利用者負担金)に係る月額上限について

区分	世帯の収入状況	1月あたりの負担上限
一般2	市町村民税課税世帯の方	37,200円
一般1	市町村民税課税世帯で所得割16万円未満の方 (※利用者が20歳未満の場合に限る)	9,300円
低所得	市町村民税非課税世帯の方	0円
生活保護	生活保護受給世帯の方	0円

③ 世帯の範囲は、障害当事者とその配偶者となります。障害当事者が20歳未満の場合は、その保護者の属する住民基本台帳での世帯が対象となります。

B: ②-(1) 施設利用料について

施設利用料内訳		金額
給食費(食費等実費負担/取消は各食単位で実施)	朝食 370円	1,570円/日
	昼食 600円	
	夕食 600円	
光熱水費(外泊・入院算定期間には非徴収)		320円/日
委任管理(1ヶ月単位で徴収)		500円/月
日用品費(外泊・入院算定期間には非徴収)		10円/日
文書発行(在籍証明書・生計同一証明書等/発行毎に徴収)		(1通) 100円/毎
特別な食品の提供		実費
特定個人に係る創作的活動・生産活動・余暇活動等の材料費		実費
特定個人の電化製品に係る電気代(電動車椅子の充電を除く)		—
医療協力病院以外への送迎に係る燃料費(安藤病院・津島市民病院を除く)		—
記録・証明書等の文書複写(通常コピー用紙)		(1枚) 10円/毎
その他支援サービスに含まれないもので且つ特定個人に供する費用		実費
※ 行事・外出支援等で施設が余暇提供・訓練指導計画に係る基本的な費用は、原則的に徴収の対象外です。但し、選択制による実施行事への参加費用や、外出先での個人物品等の購入・個人の希望による入館等に係る費用(付添者分含む)は、各々自己負担を願うこととなります。		

### \*食費等(給食費+光熱水費)実費負担の軽減

- (1) 20歳以上の入所施設利用者…食費・光熱水費の実費負担をしても、少なくとも手元に25,000円(障害基礎年金1級受給者や65歳以上の方は28,000円)が残るように補足給付が行われます。
- (2) 20歳未満の入所施設利用者…地域で子供を養育する世帯と同様の負担(その他生活費25,000円を含めて低所得・一般1で50,000円、一般2で79,000円)となるよう補足給付が行われます。

	生活保護	障害基礎年金2級 〔低所得〕	障害基礎年金1級 〔低所得〕	一般 〔市町村民税課税〕
利用者負担(定率)	0円	0円	0円	35,000円
食費等実費負担	58,000円	58,000円	58,000円	58,000円
↓	↓	↓	↓	↓
補足給付後	0円	41,008円	46,587円	↓
合計負担額	0円	41,008円	46,587円	93,000円

[例示] 施設事業費を1月あたり350,000円と仮定した場合の支払額です。

上記AとBを「負担金等」と称し、この合算額を毎月お支払い頂くこととなります。